

久留米市中小企業止水板等設置事業費補助金

よくある問い合わせ Q & A

【目次】

1 補助対象者

- Q 1 : どんな企業、業種が対象になりますか？
- Q 2 : 農業をしています。なぜ対象外なのですか？
- Q 3 : 事業継続力強化計画とは何ですか？
- Q 4 : なぜ事業継続力強化計画の認定を受けていることが申請の要件なのですか？
- Q 5 : 事業継続力強化計画の認定を受けるにはどうしたらいいですか？
- Q 6 : 事業継続力強化計画の認定にはどれくらい時間がかかりますか？
- Q 7 : なぜ、政治・経済・文化団体や宗教法人、ボランティア団体などが対象外なのですか？
- Q 8 : 本社は久留米市外ですが、浸水対策を実施する店舗が市内にあります。対象になりますか？
- Q 9 : 複数の事業所で浸水対策を実施する予定ですが、物件ごとに申請ができますか？

2 対象となる建物等

- Q 10 : どのような建物が対象ですか？
- Q 11 : プレハブや倉庫などでも対象になりますか？
- Q 12 : 事業をしている建物は賃借物件です。対象になりますか？
- Q 13 : 自宅で事業をしています。自宅兼事業所でも対象になりますか？
- Q 14 : 賃貸物件のオーナーで所有する賃貸物件に浸水対策を実施する予定です。対象になりますか？

3 補助対象事業・補助対象経費

- Q 15 : 補助対象となる工事は、どのような工事ですか？
- Q 16 : 止水板とは何ですか？
- Q 17 : どのような止水板が補助対象になりますか？
- Q 18 : 「浸水被害の防止又は軽減に資する関連工事」とは具体的にどのような工事ですか？
- Q 19 : 駐車場の浸水対策工事は対象となりますか？
- Q 20 : 他の補助制度との併用はできますか？
- Q 21 : 施工については市内の事業者へ発注する必要がありますか？
- Q 22 : 建設業者です。止水板は他社から購入し、自社で取付を行う予定ですが、対象になりますか？

4 申請

- Q 23 : 申請方法は、どういった方法がありますか？
- Q 24 : 申請期限はいつまでですか？
- Q 25 : 総合支所での申請はできないのですか？

Q26：チラシや申請書の様式は、どこで手に入りますか？

Q27：申請書の記載方法が分かりません。教えてもらえますか？

Q28：申請から補助金の入金までどれくらいかかりますか？

5 提出書類

Q29：提出書類で原本の提出が必要なものはありますか？

Q30：事業実施期間とは何ですか？どのように設定すればよいですか？

Q31：見積書や工事内訳などは、きまった様式がありますか？

Q32：事業継続力強化計画の認定を受けています。浸水対策計画書を作成する必要がありますか？

Q33：「工事を行う建物の平面図、工事箇所の立面図等」とは何ですか？

Q34：「申請対象の建物で事業を営んでいることが確認できる書類」とは何ですか？

Q35：久留米市事業継続力強化促進奨励金の交付を受けました。申請書類は何か省略できますか？

Q36：提出書類は返却してもらえますか？

6 その他

Q37：工期を延長する場合や工事内容に変更が生じる場合は、どうしたらよいですか？

Q38：現地確認の際には、施工業者も同席する必要がありますか？

7 留意事項

8 お問合せ先

1 対象者

Q 1：どんな企業、業種が対象になりますか？

A：中小企業等経営強化法第2条第1項に定める「中小企業者」が対象になります。これは、国の事業継続力強化計画の対象者と同じです。ただし、農業、林業、漁業を除きます。また、政治・経済・文化団体や宗教法人、ボランティア団体等も対象外となります。

（参考1） 産業分類別業種

業種（大分類）	業種の例（中分類等）	対象
鉱業、採石業、砂利採石業	金属鉱業、石炭鉱業、採石業など	○
建設業	土木・造園・建築工事業、大工・左官・塗装工事業、設備工事業など	○
製造業	食料品・飲料・繊維・木材・紙・ゴム製品・機械器具製造業、印刷業、化学工業、鉄鋼業など	○
電気・ガス・熱供給・水道業	発電所、ガス供給所、熱供給業、上下水道業など	○
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報製作業、出版業、広告制作業など	○
運輸業、郵便業	道路旅客運送業、貨物運送業、倉庫業、郵便業	○
卸売業、小売業	各種商品卸売業、各種商品小売業（百貨店・食料品店・衣料品店・雑貨店・調剤薬局・ガソリンスタンドなど）	○
金融業、保険業	銀行業、金融業、質屋、保険業、保険媒介代理業など	○
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業、物品賃貸業など	○
学術研究、専門・技術サービス業	法律事務所、デザイン業、コンサルタント業、広告業、獣医業、建築・機械設計業、測量業、計量業、写真業など	○
宿泊業、飲食サービス業	旅館・ホテル、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業など	○
生活関連サービス業、娯楽業	理美容、クリーニング、マッサージ、エステ、冠婚葬祭業、スポーツ施設提供業、遊戯場、カラオケボックス業など	○
教育、学習支援業	各種学校、学習塾、教養・技能教室など	○
医療・福祉	病院、診療所、療術業、社会保険・福祉・介護事業など	○
複合サービス業	郵便局、協同組合など	○
サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、労働者派遣業、ビルメンテナンス業、警備業、コールセンター業など	○
農業	農業、畜産業、園芸サービス業など	×
林業	育林業、林業サービス業など	×
漁業	まき網漁業、採貝業、魚類養殖業など	×

（参考2） 主な団体別

企業組合・事業協同組合等	○
農業協同組合	×
NPO法人	×
一般社団法人、一般財団法人	×
医療法人	×
社会福祉法人	×
学校法人	×
ボランティア団体など	×
政治・経済・文化団体、宗教法人・団体	×

Q 2 : 農業をしています。なぜ対象外なのですか？

A : 農業者に対する災害復旧等については、別途、支援制度があることから、対象外とさせていただいています。

Q 3 : 事業継続力強化計画とは何ですか？

A : 中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として、将来的に行う災害対策等を記載したものです。作成した計画は、国へ申請を行い、経済産業大臣の認定を受ける必要があります。

Q 4 : なぜ事業継続力強化計画の認定を受けていることが申請の要件なのですか？

A : 4年連続で大雨による被害が発生していることから、単に事業者が浸水対策を実施される時に補助する制度ではなく、事業者が自社の災害リスクを再認識し、防災・減災対策の第一歩として、将来的に行う災害対策等を検討していただくことが重要であると考え、事業継続力強化計画の認定を要件としました。

Q 5 : 事業継続力強化計画の認定を受けるにはどうしたらいいですか？

A : 計画を作成し、国（九州経済産業局）へ認定申請を行う必要があります。計画作成にあたっては、中小企業庁のホームページに「事業継続力強化計画策定の手引き」が掲載されておりますので、まずはそちらをご確認ください。

Q 6 : 事業継続力強化計画の認定にはどれくらい時間がかかりますか？

A : 申請から認定までおよそ45日かかります。

Q 7 : なぜ、政治・経済・文化団体や宗教法人、ボランティア団体などが対象外なのですか？

A : 収益事業を目的とした団体ではないため対象外としています。

Q 8 : 本社は久留米市外ですが、浸水対策を実施する店舗が市内にあります。対象になりますか？

A : 対象になります。対象となる建物の所在地で事業を営んでいることが確認できる書類をご提出ください。

Q 9 : 複数の事業所で浸水対策を実施する予定ですが、物件ごとに申請ができますか？

A : 補助金の申請は1事業者1回限りです。1回の申請において、複数事業所の対策を盛り込むことは可能です。

4 対象となる建物等

Q10 : どのような建物が対象ですか？

A : 市内の店舗、事務所、工場等の建物が対象となります。

Q11 : プレハブや倉庫などでも対象になりますか？

A : 受付事務所や商品貯蔵庫など事業の用に供する建物であれば対象となり得ます。ただし、物置などの建物とは認められない物件や、事業用との判断がつかない物件は対象となりません。

Q12 : 事業をしている建物は賃借物件です。対象になりますか？

A : 対象になります。所有物件か賃借物件かは問いませんが、賃借物件の場合、工事にあたって所有者の承諾を得る必要があります。（所有者の承諾を得ていることを追加書類にて確認いたします。）

Q13：自宅で事業をしています。自宅兼事業所でも対象になりますか？

A：事業を営んでいることが確認でき、主な工事が事業所部分についてのものであれば、対象になります。

Q14：賃貸物件のオーナーで所有する賃貸物件に浸水対策を実施する予定です。対象になりますか？

A：対象となり得ます。建物所有者は、不動産賃貸業を営む者として申請をすることが可能です。個人事業者の場合は、事業確認書類として「確定申告書（事業収入として計上されているもの）」または「開業届出書」のいずれかを提出してください。

3 補助対象事業・補助対象経費

Q15：補助対象となる工事は、どのような工事ですか？

A：止水板の設置工事、止水効果を高めるために止水板の設置工事と一体的に実施される付帯工事のほか、浸水被害の防止又は軽減に資する関連工事が補助対象となります。

Q16：止水板とは何ですか？

A：止水板とは、あふれた雨水が敷地内・建物内に侵入することを防止するため、非常時に建物の出入口などに設置する設備です。板状・シート状など様々なものがありますが、本補助金での補助対象となる止水板は、Q17を参照してください。

Q17：どのような止水板が補助対象になりますか？

A：本補助金での補助対象は、金属・樹脂等の浸水に耐え得る材質であり、設置にあたり工事を伴うもの又は測量・調査に基づく調整・加工等を要するものになります。メーカーで販売されている止水板は JISA4716 で浸水防止性能が規定されており、これに準拠して漏水量などの等級比較が可能ですので、ご参考ください。

Q18：「浸水被害の防止又は軽減に資する関連工事」とは具体的にどのような工事ですか？

A：排水設備への逆流防止措置（逆止弁の設置工事）、電気設備のかさ上げ工事、止水壁の整備等の外構工事などを想定しております。例示したもの以外の工事であっても、補助対象になり得ますので、**8 お問い合わせ先**までご相談ください。

Q19：駐車場の浸水対策工事は対象になりますか？

A：駐車場の浸水対策は対象となりません。ただし、建物への浸水を防止・軽減するために駐車場に止水板等を設置する等、建物自体の浸水対策につながる工事であれば対象になり得ます。

Q20：他の補助制度との併用はできますか？

A：「久留米市住宅リフォーム助成事業（防災力向上支援）」との併用はできません。また、同一の事業について国や地方公共団体が実施する他の制度から補助金等の交付を受ける場合も対象外となります。

Q21：施工については市内の事業者へ発注する必要がありますか？

A：施工業者については市内・市外を問いませんが、可能な限り市内事業者の活用についてご検討をお願いします。

Q22：建設業者です。止水板は他社から購入し、自社で取付を行う予定ですが、対象になりますか？

A：自社で施工した費用は補助の対象経費外となります。設置する止水板の購入費は補助対象です。

4 申請

Q23：申請方法は、こういった方法がありますか？

A：申請は、窓口（久留米市商工政策課）での提出または郵送でお願いします。

Q24：申請期限はいつまでですか？

A：申請期限は、令和5年12月28日（木曜日）までです。郵送の場合は、同日までの消印有効となります。

Q25：総合支所での受付や申請はできないのですか？

A：総合支所での書類の受け取りも可能です。申請に関する相談は商工政策課までお願いします。

Q26：チラシや申請書の様式は、どこで手に入りますか？

A：チラシや申請書の様式は、市ホームページからダウンロードできます（[8 お問合せ先](#)を参照）。また、以下の場所に配置しています。

○本庁舎：商工政策課（11階）

○各総合支所：産業振興課

Q27：申請書の記載方法が分かりません。教えてもらえますか？

A：記載例を市ホームページに掲載していますのでご参考ください。分からない場合は、商工政策課までお問い合わせください。（[8 お問合せ先](#)を参照）

Q28：申請から補助金の入金までどれくらいかかりますか？

A：補助金の入金は、事業が完了し実績報告をご提出頂いた後になります。全体の流れは、申請の手引き P3 をご確認ください。

5 提出書類

Q29：提出書類で原本の提出が必要なものはありますか？

A：〈交付申請時〉申請様式（第1号～第4号）に加え、「市税の滞納なし証明書」については、原本の提出をお願いいたします。

〈実績報告時〉実績報告書（第7号様式）に加え、「支出した経費の事実を証明する領収書等」については、原本の確認が必要になります。領収書等は、原本確認後、返却いたします。

Q30：事業実施期間とは何ですか？どのように設定すればよいですか？

A：事業着手（発注、契約等）から事業完了（竣工、支払等）までの期間のことです。事業完了日については、最長で令和6年1月31日までの設定が可能です。工期の予定等を踏まえ、設定をお願いします。

Q31：見積書や工事内訳などは、きまった様式がありますか？

A：指定の様式はありません。工事内容の内訳と内訳別の金額等が確認できるものである必要があ

ります。また、施工業者の名称・所在地・連絡先等の記載が必要です。

Q32：事業継続力強化計画の認定を受けています。浸水対策計画書を作成する必要がありますか？

A：認定を受けている事業継続力強化計画の中に、補助対象事業についての記載が無い場合は、浸水対策計画書（第3号様式）の作成が必要です。

※事業継続力強化計画の変更申請を行い、当補助金で予定している止水板等設置工事についての記載を計画に追加することも可能です。この場合、浸水対策計画書の作成は必要ありません。

Q33：「工事を行う建物の平面図、工事箇所の立面図等」とは何ですか？

A：平面図とは、建物の各階の間取りや出入り口などの配置を示すために、建物を水平方向に切断して真上から見た状態を図面化したものです。また、立面図とは、建物を横から見た姿を描いた図面のことで、申請にあたっては、工事内容・取付寸法、仕上がり等の確認のため、工事箇所の立面図を提出してください。

Q34：「申請対象の建物で事業を営んでいることが確認できる書類」とは何ですか？

A：「申請者」が「被災した建物の所在地」で「事業をしていること」が分かる書類をご提出ください。具体的には、各種営業許可証、個人事業者の開業届出書、確定申告書、物件写真、賃貸借契約書、防火対象物使用開始届出書、登記簿などが考えられます。

1つでは確認ができない場合は、複数の書類をご提出ください。

Q35：久留米市事業継続力強化促進奨励金の交付を受けました。申請書類は何か省略できますか？

A：「事業継続力強化計画の認定通知書及び計画書の写し」について、奨励金申請時より内容に変更が無ければ、省略可能です。

※久留米市事業継続強化促進奨励金とは

- ・ 防災・減災・感染症対策等への取り組みを促進させるために令和2年度に実施した事業です。
- ・ 事業継続力強化計画を策定し、経済産業省から認定を受けた方に奨励金を支給しました。

Q36：添付書類は返却してもらえますか？

A：原則的に、提出された書類は返却しませんので、必要な場合は控えを保管しておくようにしてください。実績報告時にご提出いただいた領収書等の原本については、返却いたします。

6 その他

Q37：工期を延長する場合や工事内容に変更が生じる場合は、どうしたらよいですか？

A：工期の延長や工事内容の変更については、事前に市の承認を得る必要があります。工期延長や工事内容の変更が生じる見込みの場合、お早めに商工政策課までご相談をお願いします。（8 お問合せ先）を参照）

Q38：現地確認の際には、施工業者も同席する必要がありますか？

A：工事内容の確認等をさせていただきますので、可能な限り同席をお願いします。

7 留意事項

○必要に応じ、審査に必要な書類の追加提出や説明を求める場合や、現地調査等を行う場合があります。

○補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合、交付決定を取り消します。この場合は、久留米市に補助金を返還していただきます。

8 お問い合わせ先

久留米市商工観光労働部商工政策課

電 話：０９４２－３０－９１３３

ファクス：０９４２－３０－９７０７

メー ル：syoko@city.kurume.lg.jp

ホームページ

